

第 部 案件形成調査事業における環境社会配慮(案)

1. 基本的な考え方

(1) 前提

- ・第 部において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託の「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」事業を対象とする¹。
- ・ジェットロ案件形成調査(以下「ジェットロ調査」という)は、あくまでも案件発掘段階という意味決定の最も早い段階において実施されるものである。すなわち、本調査実施後に、フィージビリティ調査など次の段階の調査が実施されることを想定している。従って、ジェットロ調査段階における環境社会配慮調査は予備的なものであり、その主目的は、次の段階に進めるべきかを評価する 1 つの材料を提供すると共に、次の段階に進む場合にはその段階で行われる調査において必要とされる環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。
- ・案件形成調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施及びジェットロによるその確認を適切に確保することである。

(2) 基本方針

ジェットロ調査は、円借款供与の可能性のある案件の発掘や、民活事業案件の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、JICA/JBIC 等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェットロ調査は二国間の国際約束等を前提とはせず、民間企業等から提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、その段階・枠組み・調査期間・予算規模・相手国関係機関の協力体制等において JICA/JBIC 等とは差異があることを十分に認識しつつ、以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする。

1) 調査の実施手続き等について

スクリーニング

- ・調査案件の対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの 2 種類に分類し、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

情報公開

- ・ジェットロは、調査案件の採択後、採択案件、そのスクリーニング結果を案件ごとに明示する。
- ・ジェットロは、調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開する。

フォローアップ

- ・ジェットロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努めることとする。(フォローアップ調査の結果は、速やかに公表されるものである。)

¹ これら 3 事業の名称は平成 19 年度のもの。これら事業の名称変更があった場合には、本ガイドラインの当該部分の変更を行う。

2) 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

ジェットロ調査は次の段階でフィービリティ調査(事業段階の環境アセスメントを含む)などを想定している。従って、ジェットロ調査では、次の段階で行うスコーピングの準備として幅広い洗い出しを行う。その際の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第1部基本的事項の3、「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」及び4、「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。

3) 調査における配慮事項

他の選択肢との比較検討

- ・調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を明らかにするために、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。

ステークホルダーからの情報収集等

- ・調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。

(3) ジェットロが担う環境社会配慮上の責務

- ・本ガイドラインを通じて各調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、環境社会配慮面についてはそれを踏まえて調査案件採択のための審査を行うこと。
- ・本ガイドラインに従って、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求めること。
- ・ジェットロは、各案件形成調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で必要に応じて適切な対応をとる。

2. 調査の手続き

(1) 審査・採択段階

- ・調査の提案者は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と共にジェットロ担当部(以下「担当部」という)に提出する。「申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領」に関しては本ガイドライン別紙1を参照。
- ・担当部は提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ海外事務所から情報収集を行う。
- ・上記検討結果をジェットロ総務部の環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」という)に提出し、同審査役による審査を受ける。
- ・採択候補案件については、外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。
- ・ジェットロは、採択案件の公示に際し、採択案件、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。

(2) 契約段階

- ・ 担当部は、採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。
- ・ 担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙2「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認した上で、案件の委託契約を締結する。
- ・ 環境社会配慮審査役は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(3) 調査実施段階

- ・ 調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず 相手国政府の環境影響評価制度の内容確認、この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙2に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。
- ・ 上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公表されている国際協力銀行「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「(セクター別)環境チェックリスト」を参考とする。
- ・ 調査の実施者は、可能な範囲内で提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。
- ・ 調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を明らかにするために、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。
- ・ 担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙2に基づき調査項目をチェックし、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査役は調査項目のチェック及び相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(4) 調査報告書の精査段階

- ・ 担当部は、提出された報告書を精査するにあたり、本ガイドライン別紙2に基づき、調査が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査役は担当部の確認作業に協力し、必要な助言を与える。

(5) 調査報告書の公開

- ・ 原則、和文・英文の報告書を国会図書館及びジェトロビジネスライブラリーに配架する。
- ・ 原則、同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。

以上